

## Ⅱ 申請タイプごとの申請要件と申請方法 および審査実施要項

この資格には、「タイプⅠ」「タイプⅡ-1」「タイプⅡ-2」「タイプⅢ」「タイプⅣ」の5種類の申請タイプがあります。どのタイプで申請しても得られる資格は同一のものです。ひとりの人が申請できるタイプが複数ある場合でも、1つのタイプを選んでください。**複数のタイプで申請したり、申請後に申請タイプを変更することはできません。**ただし、臨床発達心理士資格認定委員会が申請タイプの変更が必要と判断した場合には、申請タイプを変更して審査することがあります。

どの申請タイプに該当するかは『早わかり資格認定2020』（i～iiページ）の図も参考にしてください。また、「発達心理学隣接諸科学大学院」については同じく表1（iページ）をご覧ください。

申請タイプによって申請要件となる受講すべき講習会、指定科目の単位や臨床経験の実務年数等が異なります。詳しくは各タイプの申請条件をご覧ください。なお、指定科目は表3の通りです。「**臨床発達心理学の基礎に関する科目**」と「**臨床発達支援の専門性に関する科目**」は、タイプⅠとタイプⅡでは**必修**となります。また、指定科目取得講習会の種類は表4にある通りです。

**表3 指定科目の一覧**

臨床発達心理学の基礎に関する科目	4 単位
臨床発達心理学の専門性に関する科目	4 単位
認知発達とその支援に関する科目	4 単位
社会・情動発達とその支援に関する科目	4 単位
言語発達とその支援に関する科目	4 単位

**表4 指定科目取得講習会の種類**

・ 指定科目取得講習会（タイプⅠ，Ⅱ）		
臨床発達心理学の基礎に関する科目	A	2 単位
	B	2 単位
臨床発達支援の専門性に関する科目	A	2 単位
	B	2 単位
認知発達とその支援に関する科目	発達の基礎	2 単位
	支援	2 単位
社会・情動発達とその支援に関する科目	発達の基礎	2 単位
	支援	2 単位
言語発達とその支援に関する科目	発達の基礎	2 単位
	支援	2 単位
・ 臨床発達専門講習会（タイプⅣ）		

- 注) ・ 講習会を受講するためには別売の当該年度の講習会ガイドを購入することが必要です。購入方法、および、講習会開催予定の最新情報などについては、ウェブサイト（<https://www.jocdp.jp/>）をご覧ください。
- ・ 申請の際には、受講済みの講習会受講証のコピーを添付してください。受講証には期限はありません。繰り返し使用できます。なお、講習会受講証の再発行はできませんので、注意してください。

## 1. 「タイプ I (院修了タイプ)」の申請要件と審査方法

### a. 申請要件

「タイプ I」で資格申請する場合には、次の 3 つ (①②③) の申請要件をすべて満たす必要があります。なお、満たすべき 3 つの要件は別々に審査されます。

- ① 発達心理学隣接諸科学大学院修士課程に在学している、または、修了後臨床経験が 3 年未満である。以下の 4 通りの方が対象となります。
  - ・発達心理学隣接諸科学大学院修士課程 (前期課程) に在学中である、あるいは**修了予定年度**の方
  - ・発達心理学隣接諸科学大学院修士課程 (前期課程) を修了し、現職についておられる方 (ただし、修了後臨床経験が 3 年未満であること)
  - ・発達心理学隣接諸科学大学院修士課程 (前期課程) を修了し、大学院博士課程 (後期課程) に在学している方
  - ・発達心理学隣接諸科学大学院に、博士課程 (後期課程) から入学し、在学 2 年目以降の方
- ② 5 つの指定科目の内、**3 科目** (1 科目 4 単位: 「臨床発達心理学の基礎に関する科目」と「臨床発達支援の専門性に関する科目」を必ず含むこと) 以上の単位を、大学院の授業または臨床発達心理士認定運営機構が開催する「指定科目取得講習会」で取得している。
- ③ 200 時間以上の実習経験を有し、それに基づいた臨床実習内容報告書が提出可能である。  
なお、③に関しては、現職者が大学院に入学された場合など、一定の条件の下に臨床経験を臨床実習に換算することもできます (**c. 臨床経験の臨床実習への換算方法**をお読みください)。

### b. 審査方法

「タイプ I」の審査は、次の 2 段階で実施されます。

- ① 一次審査 (書類審査・筆記試験・臨床実習内容報告書)
- ② 二次審査 (口述審査): 臨床発達心理士としての資質に関する口述審査が行なわれます。

筆記試験の試験科目は表 5 の通りです。

なお、一般的社会通念に違反した行為が認められた場合には、申請を受け付けません。また、審査経過で上記の行為が明らかになった場合には、不合格となります。

表 5 筆記試験の科目

試験 I (多肢選択問題)
臨床発達心理学の基礎に関する科目 臨床発達支援の専門性に関する科目 認知発達とその支援に関する科目 社会・情動発達とその支援に関する科目 言語発達とその支援に関する科目
試験 II (論述問題)
臨床発達心理学の基礎に関する論述

注) 試験は、資料 2 「指定科目キーワード」(p.60~p.67) を中心にして出題されます。

**c. 臨床経験の臨床実習への換算方法**

現職者で大学院在学中の方の在学期間中および在学期間以前の職場での臨床経験（常勤・非常勤を問いません）は、スーパーバイザーの指導を受けた上でなされた臨床経験に限り、それぞれ《タイプⅠ》の3条件の1つである「臨床実習」に含めることができます。

臨床実習に換算する在学期間中の臨床経験は、申請の前年度までのもの（2020年度申請の場合2020年3月までのもの）に限ります。したがって、見込での申請はできません。

また、臨床実習に換算できる在学期間以前の臨床経験は、申請の前年度から10年前までのもの（2020年度申請の場合は2010年度以降のもの）に限ります。

在学期間中および在学期間以前の臨床経験ともに、臨床実習時間に換算してそれぞれ100時間分に限ります。これ以外は臨床経験の多寡にかかわらず換算できません。

臨床経験の臨床実習への換算に関する具体的な措置は次の通りです。

① 臨床経験の臨床実習への換算方法について

スーパーバイザーの指導を受けた臨床経験は次のとおり、臨床実習に換算します。

臨床経験の年数	換算される臨床実習の時間数
1/2年分	100時間

1/2年分以外の換算はできません。例えば、3/4年分の臨床経験があっても100時間とみなします。また、1/2年分に満たない臨床経験は臨床実習に換算することはできません。臨床経験年数の計算は「在職証明書（タイプⅡ、タイプⅢ用）」（p.33～p.36）の説明部分を参照してください。

② 提出書類

①で述べた換算をする場合には次の書類を提出し、申請書類への加筆が必要になります。

- a) 在職証明書：これは、臨床実習に換算する臨床経験を証明するものです。様式は、様式6「在職証明書」を使用します。書き方は、様式の説明に従います（p.33～p.36参照）。
- b) スーパーバイザーなどの意見書：スーパーバイザーの指導を受けたことを証明するためのものです。様式は、大学院で正規に実習を行った際のケースや活動についての実習報告の場合には、様式10「スーパーバイズ証明書（タイプⅡ用）」を使用します。
- c) 臨床実習修了証明書での内訳の明示：様式4-1「臨床実習修了証明書」に、臨床経験を換算した臨床実習の時間数の内訳（％）を示してください（p.29参照）。具体的には以下の例のように記載します。また、「臨床実習における指導の経過」で、換算された臨床経験全てがスーパーバイザーの指導を受けていることを示す必要があります。様式4-2「臨床実習修了見込証明書」も同様に記入してください。

（例）換算時間が100時間の場合

（正規の臨床実習の時間）		臨床経験からの換算分	
実習オリエンテーション	（ 3 ）時間	（ 0 ）%	— 加算する
観察実習	（ 3 ）時間	（ 3 ）%	
発達アセスメント	（ 50 ）時間	（ 50 ）%	
（中略）			
実習時間合計		（100）時間	

## 2. 「タイプⅡ（現職者タイプ）」（「タイプⅡ-1」および「タイプⅡ-2」）の申請要件と審査方法

### a. 申請要件

「タイプⅡ」は現職者の方が申請することができるタイプです。「タイプⅡ-1」と「タイプⅡ-2」の2つがありますが、大学院修了か学部卒業かで異なります。

「タイプⅡ-1」で資格申請する場合には、次の3つ（①②③）の申請要件をすべて満たす必要があります。なお、満たすべき3つの要件は別々に審査されます。

- ① 発達心理学隣接諸科学大学院修士課程を修了している。見込も含む。
- ② 3年以上の臨床発達心理に関する臨床実務経験を有する。
- ③ 5つの指定科目のうち、**3科目**（1科目4単位：「臨床発達心理学の基礎に関する科目」と「臨床発達支援の専門性に関する科目」を必ず含むこと）以上の単位を、大学院の授業、科目履修生制度、あるいは、臨床発達心理士認定運営機構が開催する「指定科目取得講習会」で取得している。

「タイプⅡ-2」で資格申請する場合には、次の3つ（①②③）の申請要件をすべて満たす必要があります。なお、満たすべき3つの要件は別々に審査されます。

- ① 発達心理学隣接諸科学学部（4年制）を卒業している。
- ② 4年以上の臨床発達心理に関する臨床実務経験を有する。
- ③ 5つの指定科目のうち、**4科目**（1科目4単位：「臨床発達心理学の基礎に関する科目」と「臨床発達支援の専門性に関する科目」を必ず含むこと）以上の単位を、大学院の科目等履修生制度、あるいは、臨床発達心理士認定運営機構が開催する「指定科目取得講習会」で取得している。

**教育歴について**、教育職員専修免許状をお持ちの方、医学部・薬学部・歯学部等、6年制の大学学部を卒業された方は「タイプⅡ-1」で、教育職員免許状1種（1級）をお持ちの方は「タイプⅡ-2」で申請することができます。教育学部特別専攻科でそれぞれの免許を取得された場合も同じ扱いとします。また、公益社団法人日本心理学会が認定する「日本心理学会認定心理士」を取得している方も「タイプⅡ-2」で申請することができます。

「発達心理学隣接諸科学大学・大学院」については『早わかり資格認定2020』（i～iiページ）の表1をご覧ください。

**臨床経験については**、経験年数換算シートの書き方（p.37～p.40）および、臨床経験の計算方法補足説明（p.81～p.82）をお読みください。

### b. 審査方法

「タイプⅡ」の審査は、次の2段階で実施されます。

#### ① 一次審査（書類審査・筆記試験）

ただし、筆記試験の代わりに、事例報告書の提出を選択することができます。

筆記試験は「タイプⅠ」と同じものであり、試験科目は表5の通りです。

また、筆記試験を選択された方は、「臨床経験報告書」を提出します。

#### ② 二次審査（口述審査）：臨床発達心理士としての資質に関する口述審査が行なわれます。

なお、一般的社会通念に違反した行為が認められた場合には、申請を受け付けません。また、審査経過で上記の行為が明らかになった場合には、不合格となります。

### 3. 「タイプⅢ（研究者タイプ）」の申請要件と審査方法

#### a. 申請要件

「タイプⅢ」は研究者の方が申請することができるタイプです。次の2つ（①②）の申請要件をすべて満たす必要があります。なお、満たすべき2つの要件は別々に審査されます。

- ① 大学・研究所等の専門機関での5年以上の研究勤務歴を有する。  
ただし、教員として勤務していた場合には、非常勤講師としての勤務も研究勤務歴として含めることができます。大学・研究所等の機関の範囲や勤務年数の算出法については、申請書類の記入の仕方（p.35～36）を参照してください。なお、研究勤務歴の年数は2019年度とは異なっているため、注意してください。
- ② 臨床発達心理学に関する研究業績が5点以上ある。  
研究業績の要件については、申請書類の記入の仕方（p.39～40）に詳しく記載してあります。

#### b. 審査方法

「タイプⅢ」の審査は、次の2段階で実施されます。

- ① 一次審査（書類審査）
- ② 二次審査（口述審査）：臨床発達心理士としての資質に関する口述審査が行なわれます。  
なお、一般的社会通念に違反した行為が認められた場合には、申請を受け付けません。また、審査経過で上記の行為が明らかになった場合には、不合格となります。

### 4. 「タイプⅣ（公認心理師タイプ）」の申請要件と審査方法

#### a. 申請要件

「タイプⅣ」を申請するには、次の2つ（①②）の申請要件をすべて満たす必要があります。

- ① 「公認心理師」資格を取得している。
- ② 臨床発達心理士認定運営機構が開催する「臨床発達専門講習会」を受講している。

#### b. 審査方法

「タイプⅣ」の審査は、次の2段階で実施されます。

- ① 一次審査（書類審査）  
申請書類受付後に送付された「臨床発達課題」の報告書を記入の上、指定された期日までに提出する。
- ② 二次審査（口述審査）：臨床発達心理士としての資質に関する口述審査が行なわれます。

## 5. 審査実施要項

#### a. 審査概要

資格認定申請および審査は、年1回行われます。審査は、「臨床発達心理士資格認定細則」「臨床発達心理士資格申請手続き細則」「臨床発達心理士資格審査・資格基準細則」に従って行われます。内容はウェブサイトでご確認ください。

申請者に対する一次審査結果は「不合格」、または「二次審査のお知らせ」のどちらかが通知されます。二次審査は指定された日時に個別面接を行います。二次審査結果は、「合格」、または、「不合格」のどちらかが通知されます。「合格」通知が届いた方は、登録に必要な手続きを行った後、臨床発達心理士